

里帰り出産等で佐賀県外の医療機関で健診を受ける場合

事前に、受診する医療機関に産婦健康診査ができるか、受診票を見せてご確認ください。

受診票の内容で健診が可能であれば、受診票を提出し、一旦健診費用を全額お支払いいただき、以下の償還払いの手続きをお願いします。

1. 医療機関窓口で受診票を提出し、全額を支払い、領収書を保管。
2. 以下の申請に必要なものをそろえて、太良町役場健康増進課の窓口で申請。

○申請に必要なもの

- ・産婦健康診査受診費助成金交付申請書兼請求書（窓口にあります。）
- ・領収書
- ・母子健康手帳
- ・印鑑（認め）
- ・健診受診者本人名義の通帳
- ・申請者本人を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）

○申請期間

健診受診日から1年以内

○申請方法

窓口にて「産婦健康診査受診費助成金交付申請書兼請求書」を記入し、申請に必要なものをそろえて提出。

※「産婦健康診査受診費助成金交付申請書兼請求書」は太良町のホームページからもダウンロードできます。

※代理人申請をする場合は、手続きについて事前にお問い合わせください。

※日本国内での受診に限ります。

☆ 振り込みには1～2か月かかります。

還付上限額は5,000円です。自己負担額の全額をお支払いできるとは限りませんのでご了承ください。